

被告人と犯行を結びつける直接証拠はなく、状況証拠も個々では犯人と断定することはできない(判決)

……それで、なぜ死刑判決なのか? 判決を読もう!

飯塚事件の 死刑判決を読む会

1999年9月29日の福岡地裁の死刑判決は、「本件において被告人が犯人であることについては、合理的な疑いを超えて認定することができる」としています。

判決を読み合わせて、久間三千年さんを死刑にした判決の認定が「合理的疑いを超えているか」を考えます。皆さんに参加をお願いします。

と き 9月10日(土)

13時30分～16時

ところ 福岡県弁護士会館3階

資料代 会員300円 会員外500円

☆判決文は、飯塚事件の再審をもとめる福岡の会で用意します。

「飯塚事件の再審をもとめる福岡の会」に入会してご支援をお願いします。

連絡先 飯塚事件の再審をもとめる福岡の会 日本国民救援会福岡県本部
中央区大名2-2-51-403 TEL. Fax 092-713-0144
E-mail qenkai.fukuoka@sky.plala.or.jp